

# 教員研究・研修に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、本校における教員研修に関する基本的事項を定め、教員に対して最新の知識と技術および臨床実践を通して、教員の資質向上に向けた人材を育成することを目的とする。

(適応範囲)

第2条 この規程は、本校全教員を対象とする。

(教員研修委員会の設置)

第3条 本委員会は本校の教員の研究・研修の推進に関する事項を企画・立案し、教員の資質向上に向けた計画を立案し、推進するため、本委員会を設置する。

2 委員長および委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(1) 委員長 1名 (校長)

(2) 副委員長 2名 (管理職)

(3) 委員 4名 (各学科代表者) ※保育・保育福祉学科は共同代表制とする。

(4) 教職員 1名 (事務職)

3 委員会の開催

(1) 定例委員会 (年2回)

(2) 臨時委員会 (随 時)

(計画)

第4条 本委員会は、各学科より立案された年度教員研修計画(案)をもとに、年度教員研修計画および中期教員研修計画を作成し、校長の決裁を得る。

(研究・研修の範囲)

第5条 研究および研修、その他講師派遣等においては、職能団体および企業、自治体、健祥会グループとの連携、関係機関および関係団体との共同研究を含むものとする。

2 その他、研究・研修に関する承認は本委員会にて審議する。

3 研究・研修における成果については書面にて報告を求める。

4 研究・研修等の例

(1) コーチング研修、教員セミナー、英文抄読会、その他勉強会・報告会等

(2) サルコペニアに関する研究、施設刷新戦略部リハビリテーション部等の研修、グループ内外での講師の派遣(講演会・研修会等)

(3) 職能団体・専門学会等の認定資格および講師派遣、その他研修会への発表・参加  
<例> 専門および認定理学療法士・専門および認定作業療法士、その他更新規定のある資格理事および評議員、その他委員などの活動、その他講演及び発表等

(4) 関係機関・団体および企業等における社会活動等

<例> 関連する教育機関および自治体との研究・研修、研究論文、解説原稿、教科書などの執筆

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。